

## 「はかり」の定期検査を実施します

計量法の規定により、取引及び証明に使用している「はかり」は定期検査を受ける必要があります。

今年は2年に一度の定期検査の年です。次のとおり集合検査を行いますので、お知らせします。

新たにはかりの使用を始めた場合は長瀬町産業観光課（☎66-3111 内線234）または埼玉県計量検定所 ☎048-652-2171 へお知らせください。

なお、令和2年度に定期検査を受けた方には、個別に通知をしております。

日 時 令和4年9月5日（月）

午前10時から正午まで ・ 午後1時から午後3時まで

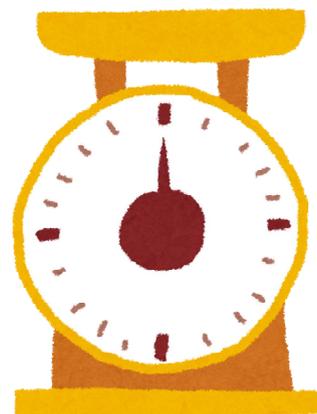
会 場 長瀬町中央公民館 駐車場

対象となるはかり

ひょう量（はかることができる最大能力）が250kg

以下の機械式はかりで、主に次のとおりです。

- 商品の重さを明示するために使用するもの
- 原材料の購入・製品の販売出荷のために使用するもの
- 食材などの購入のために使用するもの
- 貨物・荷物の運賃算出等に使用するもの
- 農産物や水産物の売買・出荷のために使用するもの
- 薬の調剤用に使用するもの
- 廃棄物処理業者が処理費用の算定に使用するもの
- 自動詰込機（自動はかり）により詰め込んだ商品の重さを最終確認するために使用するもの
- 観光農園や農産物直売所において料金算定や量目表記のために使用するもの
- 保健センター、病院、学校、幼稚園、保育所、産婦人科医院等で法に定められた健康診断（体重測定）に使用するもの



※電気式はかり及びひょう量が250kgを超える機械式はかりは、使用場所にて検査を行います。定期検査会場には持ち込まないでください。



担 当 長瀬町産業観光課 産業観光担当  
66-3111（内線234）